

(盛岡市許可)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業 廃止・変更届 添付書類一覧(個人用)

- ※変更のあった日から10日以内に(登記が必要な場合は登記後速やかに)提出してください。
- ※住民票等は、原則として3ヶ月以内に発行された原本を添付してください。
- ※代理人が届出を行う場合は委任状を添付してください。
また、届出書第1面に代理人の住所、氏名を記載し押印をしてください。
- ※「収集運搬業」と「処分業」に係る届出様式は共通です。
- ※複数の申請書・届出等を提出する場合で、添付書類が共通するとき、1つの申請書等に原本を添付し、別の申請書等にはその旨を記載した書類を添付することで、共通する書類の添付を省略することができます。

チ
ェ
ツ
ク

○ 様式及び添付書類

No	書類の名称
1	(特別管理)産業廃棄物処理業廃止／変更届出書(様式第十一(十七)号)
2	氏名の変更
(1)	住民票の写し(市町村発行の証明書原本。本籍地(外国籍の場合は国籍・地域)の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)
(2)	第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類として求める次の書類 ・登記されていないことの証明書(登記されていないことの証明書によらない場合、別途、当該業務を適切に行うことができることが確認できる書類を提出いただきますので、事前に御相談ください。)
3	政令で定める使用人の変更
(1)	新旧対照表 注)変更前・変更後の使用人全員が記載されたものを提出してください。
(2)	住民票の写し(市町村発行の証明書原本。本籍地(外国籍の場合は国籍・地域)の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)
(3)	第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類として求める次の書類 ・登記されていないことの証明書(登記されていないことの証明書によらない場合、別途、当該業務を適切に行うことができることが確認できる書類を提出いただきますので、事前に御相談ください。)
4	住所、事務所及び事業場の所在地、住所の変更
(1)	新旧対照表 注)変更前・変更後の事務所・事業場が記載されたものを提出してください。
(2)	変更後の事務所(契約事務等を行う場所)の不動産登記事項証明書(建物)
(3)	変更後の事業場(駐車場・施設)の不動産登記事項証明書(土地) 注)地目が畑、田の場合は農地転用許可証の写しもあわせて添付してください。
(4)	法務局発行の公図(事務所及び事業場の位置を直接記載してください)
(5)	事務所及び事業場に係る図面(平面図&見取り図)
(6)	住宅地図の写し
(7)	変更後の申請者の住民票の写し(住所に変更がある場合)
(8)	賃貸借契約書等の写し(不動産を借用している場合)

次ページへ

○ 様式及び添付書類		
No	書類の名称	
5	収集運搬業者／車両の変更	
(1)	新旧対照表 注)新旧対照表は、変更前・変更後の全車両が記載されているものを提出してください。	
(2)	新規車両の写真(車両全体が判別するよう前・横から撮影したもの) 注1) 車両番号が明瞭に確認できること。 注2) 車両荷台側面がシート、あおり等で覆われていないこと(車体側面の表示が隠れないように)。 注3) 車両に他事業者の名称が表記されていないこと。 注4) 車両の側面に「産業廃棄物の収集運搬の用に供する車両である旨」、「事業者名」、「許可番号の下6桁以上」が表示されていることが明瞭に確認できること。 注5) 新規許可申請時には、注4)の写真に代え、表示案を提出してください。 (盛岡市以外で既に許可を取得している場合を除く。)	
(3)	車検証の写し	
(4)	賃貸借契約書等の写し(車両を借用している場合)	
6	積替保管に関する事項(所在地、面積、産廃の種類、保管上限、保管の高さ)の変更	
(1)	保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図、保管計画書及び付近の住宅地図の写し 注) 事前協議を終了している施設の場合、事前協議結果通知書の写しを添付することにより省略することができます。	
(2)	当該建物、土地の不動産登記事項証明書	
(3)	賃貸借契約書等の写し(不動産を借用している場合)	
(4)	法務局発行の公図(保管場所の位置を直接記載してください)	
7	処分業者／事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模の変更	
(1)	施設に関する書類 ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書◆ ・当該施設の付近の住宅地図の写し ・法第15条の許可を受けた施設にあつては、許可証の写し ・法第15条の許可の対象外施設については、事前協議結果通知書の写し ・中間処理施設にあつては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証明する書類 ・中間処理施設にあつては、保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図、処分前後の保管計画書◆ ・最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面◆ 注) ◆の書類及び図面については、設置許可対象施設又は事前協議を終了している施設の場合、提出書類を省略することができます。	
(2)	土地に関する書類 ・不動産登記事項証明書 ・賃貸借契約書等の写し(不動産を借用している場合)	
8	廃止届出	
(1)	盛岡市の業許可証(原本)	
9	欠格要件該当届出(この届は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に(法第14条の2第4項又は法第14条の5第4項の規定により届け出るに至った場合、遅滞なく)提出してください。)	
(1)	欠格要件該当届出するに至ったことを示す関係書類	